ふちゅうさんしょう 府中三 小 タブレット端末活用のルール

このタブレット端末(以下「タブレット」と言う)は、児童のみなさんの学習のために、 満中市が卒業時まで貸し出しているものです。

以下のルールを替り、タブレットを欠切に使いましょう。

1 タブレット使用の12の心得

- (1)タブレットは警習活動や運絡のために使用します。その他の使用については先生の指示に微います。
- (2)タブレットは発生の指示を聞いて家に持ち帰り、平分に発電をして、学校に持ってきます。
- (3)タブレットは学校と首宅だけで使用します。校外学習など、学校と首宅以外で使用する場合は発生の指示に従います。
- (4) タブレットは朝るい場所で証しい姿勢で使います。簑い時間使うことはやめます。 また、後9時すぎに使うことはしません。
- (5) タブレットは自分のものを使います。自分のタブレットを他の人に貸したり、使わせたりしません。
- (6) 学校から説められた自分の個人 ID (アイディー) やパスワード、二次元コード(にじげんコード)を他の人に教えたり、変えたりしません。
- (7) 支字や画像、普声などで陋の人を傷つける発言や投稿を絶対にしません。
- (8) タブレットで他の人や持ち物の写真・動画を振るときは、必ず最影する相手や場所の許可を取ります。
- (9) タブレットの画面を勝手に変えません。
- (10) タブレットでインターネット上にある文譜、画像、イラスト等のデータを利用したい場合には、事前に発生に積談します。
- (11)自分が作った文書などのデータは、先生が許可したものだけを決められた場所に保存します。
- (12)タブレットを使用でに不審なメッセージやサイトを見たら、すぐに使用を中止し、 発生に顕善します。
 - ※ タブレット端末活角ルールは、令和3年6月23日現在のルールです。今後加筆、 修造されることもあります。

2 故障・不具合の対応

(1) タブレットは骨中市が貸し出しているものです。また、精密機械であることから、 丁寧に扱い、次のようなことに干労気を付けてタブレットをこわさないようにします。

落とさない。 全に物を置かない、ふまない。 地面の全に置かない。 ぬらさない。 暖房器負や日光が当たる場所など温度が高くなる場所に置かない。 磁着を近づけない。 (壊れたときは、元に賛すための費用を保護者の方に負担してもらう場合があります。)

(2) タブレット、首分の値入 I D (アイディー) やパスワード、二次元コード (にじげんコード) をなくしたときは、すぐ先堂に報告します。